

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案に対する附帯決議

参議院財政金融委員会

平成二十一年十一月二十七日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 本法は、中小企業金融の円滑化等が喫緊の課題となつている中での臨時の措置であることから、その影響を十分に検証し、金融システムや金融機関経営の健全性に支障のないよう運用に留意するとともに、本法の適用対象とならない中小企業者向け融資又は住宅ローン等の貸付けを行う事業者に対しても、本法の趣旨を十分に尊重し、条件変更等に柔軟な対応を行うよう要請すること。

一 本法に基づく条件変更等に伴い、中小企業者に対する新規融資等に支障を生じることのないよう、金融検査及び監督を通じて適切に対応すること。

一 我が国の経済金融情勢及び雇用情勢が一層厳しさを増す中で、中小企業者の資金繰り対策が重要であることにかんがみ、政策金融及び信用保証制度の充実等、中小企業金融対策に万全を期すること。

右決議する。